15　不動産関連向け		20～150												
	（うち自己居住用不動産等向け）	20～75												
	（うち賃貸用不動産向け）	30～150												
	（うち事業用不動産関連向け）	70～150												
	（うちその他不動産関連向け）	60												
	（うちＡＤＣ向け）	100～150												
16　劣後債権及びその他資本性証券等		150												
17　延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）		50～150												
18　自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞		100												
19　取立未済手形		20												
20　信用保証協会等による保証付		0～10												
21　株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付		10												
22　株式等		250～400												
23　上記以外		100～1250												
	（うち重要な出資のエクスポージャー）	1250												
	（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	250～400												
	（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	250												
	（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	250												
	（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段に係るエクスポージャー）	250												
	（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段に係るエクスポージャー）	150												
	（うち右記以外のエクスポージャー）	100												
24　証券化		－												
	（うちＳＴＣ要件適用分）	－												
	（うち短期ＳＴＣ要件適用分）	－												
	（うち不良債権証券化適用分）	－												
	（うちＳＴＣ・不良債権証券化適用対象外分）	－												
25　再証券化		－												
26　リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー		－												